

奈良県桜井市 LINE 公式アカウント運用方針

1 はじめに

情報化社会が進展する中、インターネットを活用した情報発信はますます重要になってきています。幅広い年齢層に利用されているソーシャルネットワークサービスである LINE を活用し、実りあるコミュニケーションを行うため、奈良県桜井市 LINE 公式アカウントの運用方針を定めます。

2 目的

市政の情報や市が行う事業、市内で行われるイベントなどの情報を、広く市民のみなさんに知っていただくことを目的とします。

3 アカウント情報

- ◆ソーシャルメディア：LINE
- ◆アカウント名：奈良県桜井市
- ◆登録 URL <https://manager.line.biz/account/@349fskvc>
- ◆投稿者：桜井市行政経営課及び運用管理責任者が認めた者

4 運用方法

◆発信する情報

- ①LINE 投稿基準で定める内容
- ②その他運用管理責任者が必要と認める内容

◆運用時間

原則として、平日 8 時 30 分～17 時 15 分としますが、この時間帯以外にも投稿する場合があります。

◆運用管理責任者

行政経営課 課長

◆留意事項

- ・トーク画面での返信について
原則、自動応答による返信のみとし、個別の返信は行いません。
- ・タイムライン投稿記事のコメントについて
原則、コメントに対する個別の返信は行いません。

当アカウントは情報発信を行うためのものであり、発信内容に対する個々のご意見・ご要望・お問い合わせ等に対する返信は行っておりませんので、お手数ですが、桜井市ホームページの通常版トップページにある「ご意見・ご要望」もしくは各ページ最下部にあります「メールフォームによるお問い合わせ」をご利用ください。

5 禁止事項

利用者が当アカウントのタイムラインに投稿した記事にコメントするにあたり、以下の事項に該当する内容のものを禁止するとともに、禁止行為を行った、または行うおそれがあると運用管理責任者が判断した場合には予告なく削除することがあります。

- ①法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- ②特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ③政治、宗教活動を目的とするもの
- ④著作権、商標権、肖像権など桜井市または第三者の知的財産権を侵害するもの
- ⑤広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ⑥人権・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- ⑦公の秩序または善良の風俗に反するもの
- ⑧虚偽や真実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- ⑨本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- ⑩他のユーザー、第三者になりすますもの
- ⑪有害なプログラム等
- ⑫わいせつな表現などを含む不適切なもの
- ⑬桜井市が発信した内容の一部または全部を改変するもの
- ⑭投稿記事に関係のないもの
- ⑮LINE 利用規約に反するもの
- ⑯その他、運営上不適切と判断される情報及びこれらの内容を含むリンク等

6 知的財産権

このアカウントに掲載している情報（文章、写真、動画、イラストなど）の知的財産権は、桜井市または正当な権利を有する者に帰属します。著作権については、掲載内容の私的使用のための複製・引用等、著作権法上認められた行為を除き、無断での使用・転載を禁じます。

7 免責事項

- ① 当アカウントに掲載されている情報の正確さには細心の注意を払っていますが、情報の正確性・完全性・有用性について保証するものではありません。

- ② 利用者が当アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について、また利用者が当アカウントにアクセスしたために被った損害について、いかなる場合でも桜井市は何ら責任を負うものではありません。
- ③ 桜井市は、当アカウントで発信した情報に起因して生じた利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルによって生じた損害に対する一切の責任を負いません。
- ④ LINE の利用方法・技術的な質問・システム状況等に関しては、一切お答えできません。
- ⑤ 桜井市は、予告なく当アカウントの中止や内容の変更、運用方針の変更や運用方法の見直しを行う場合があります。
- ⑥ 当アカウントの閲覧時に LINE 上に表示される広告内容と桜井市は一切関係ありません。

8 個人情報の取り扱い

当アカウントにおいて、桜井市が掲載する情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日号外法律第 57 号）に基づき、個人情報の漏えいがないよう適切に対処します。また、個人情報を収集する際は目的を明示し、明示した利用目的の範囲内でのみ利用します。

9 お問い合わせ先

桜井市 行政経営課 TEL 0744-42-9111（内線 1263）FAX0744-42-2656

10 附則

この運用方針は令和 3 年 6 月 17 日から施行します。

この運用方針は令和 4 年 6 月 16 日から施行します。

この運用方針は令和 5 年 4 月 1 日から施行します。